

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第124回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和5年3月23日(木)午後4時20分から午後5時7分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名(委員名簿非公開)
5 市側出席者	今吉都市建設部長 横山課長、山田課長補佐、黒岩主査、城田主事(都市計画課) 高木課長、高山課長補佐(建築住宅課)
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和5年3月27日

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
- (4) 意見聴取
- (5) 相談案件
- (5) その他
- (6) 閉 会

2 議事概要

(1) 報告事項

- ・第123回土地利用審議会議事録について

- 誤り等のないことを確認した。

(2) 意見聴取

- ・案件(1)

資料説明(事務局)

- 幅1m程の細長い土地が附属する区画があるが、下水道の引込みの都合という認識でよいか。

→ そうである。

- 下水道の引込み用の土地については、維持管理や隣地との境界に注意してほしい。

- 他にあるか、なければまとめさせていただく。
委員から出た意見を踏まえていただき、所定の手続きを進めることとしてよいか。

- よい。

・案件（２）

資料説明（事務局）

- 当建物の所有者は近くに居住するのか。
- 当計画の認定後、周辺の借家に居住しながら宿泊施設の管理を行う計画である。
- 自身は借家に居住し、自身の住居を宿泊施設とするのか。
- そうである。一部屋ではなく、一棟を貸す計画である。
- 業務形態としては長期の宿泊となるのか、一日単位の宿泊となるのか。
- 一日単位の宿泊を計画しており、賃貸にはならない。
- 住宅を宿泊施設等に用途変更する場合、届出等は必要になるのか。
- 宿泊施設として県の許可が必要になる。
- 自身の住宅を他人に貸しているケースはよく聞くが、宿泊施設の定義はどうなるのか。
- 旅館業法の許可を要する施設か、民泊新法の届出対象の施設かで扱いが異なる。
今回は、180日を超える宿泊日数を計画していることから、旅館業法の許可を要する宿泊施設であると判断している。
- 他にあるか。なければ、所定の手続きを進めていただくこととしてよいか。
- よい。

（３）相談案件

（４）その他

・次回審議会日程（事務局）

以上